

別表第1（第12関係） 規則別表と同様

職名	在職期間	3年以下の 期間	3年を超える 6年以下の 期間	6年を超える 期間
		円	円	円
(1) 一般事務補助員		1, 240	1, 270	1, 310
(2) 軽作業員		1, 460	1, 490	1, 520
(3) 軽作業補助員		1, 240	1, 280	1, 320
(4) 地域安全指導員		1, 840	1, 860	1, 880
(5) 交通指導員		1, 460	1, 490	1, 520
(6) 徴収嘱託員		1, 610	1, 630	1, 650
(7) 自動車運転手		1, 460	1, 490	1, 520
(8) 手話通訳士		1, 470	1, 510	1, 540
(9) 家庭児童相談員		1, 840	1, 860	1, 880
(10) 障がい児相談員		1, 690	1, 700	1, 710
(11) 児童厚生員		1, 410	1, 450	1, 500
(12) 児童館補助員		1, 240	1, 270	1, 310
(13) 託児業務員		1, 240	1, 280	1, 320
(14) 補充保育士		1, 520	1, 550	1, 580
(15) 保育士		1, 480	1, 520	1, 550
(16) 保育補助員		1, 410	1, 450	1, 500
(17) 早朝保育士		1, 850	1, 900	1, 940
(18) 時間延長保育士		1, 850	1, 900	1, 940
(19) 早朝保育補助員		1, 760	1, 810	1, 880
(20) 時間延長保育補助員		1, 760	1, 810	1, 880
(21) 調理員		1, 260	1, 300	1, 350
(22) 健診介助員		1, 550	1, 580	1, 610
(23) 理学療法士		1, 630	1, 650	1, 660
(24) 臨床心理士		1, 900	1, 920	1, 940
(25) 保健師		1, 690	1, 700	1, 710
(26) 助産師		1, 690	1, 700	1, 710
(27) 看護師		1, 660	1, 670	1, 680
(28) 準看護師		1, 550	1, 580	1, 610
(29) 栄養分析栄養士		1, 510	1, 540	1, 570
(30) 管理栄養士		1, 610	1, 630	1, 650
(31) 歯科衛生士		1, 570	1, 600	1, 620
(32) 障がい者区分認定調査員		1, 690	1, 700	1, 710
(33) 高齢者あんしん見守り相談員		1, 840	1, 860	1, 880
(34) 消費生活相談員		1, 700	1, 730	1, 750
(35) 清掃パトロール作業員		1, 460	1, 490	1, 520
(36) 衛生員		1, 600	1, 610	1, 620
(37) 建築士		1, 820	1, 850	1, 870
(38) 教育相談員		1, 840	1, 860	1, 880
(39) スクールサポーター		1, 410	1, 450	1, 500

(40)	心の相談員	1, 480	1, 520	1, 550
(41)	教科指導員	1, 480	1, 520	1, 550
(42)	給食配膳員	1, 240	1, 280	1, 320
(43)	用務員	1, 240	1, 280	1, 320
(44)	部活動コーディネーター	1, 840	1, 860	1, 880
(45)	社会教育指導員	1, 840	1, 860	1, 880
(46)	地区公民館長	1, 580	1, 600	1, 630
(47)	市民館長	1, 580	1, 600	1, 630
(48)	地区公民館主事	1, 310	1, 360	1, 400
(49)	市民館主事	1, 310	1, 360	1, 400
(50)	地区公民館管理員	1, 240	1, 270	1, 310
(51)	市民館管理員	1, 240	1, 270	1, 310
(52)	放課後指導員アドバイザー	1, 520	1, 550	1, 580
(53)	放課後主任指導員	1, 450	1, 500	1, 530
(54)	放課後指導員	1, 240	1, 270	1, 310
(55)	早朝放課後主任指導員	1, 810	1, 880	1, 910
(56)	早朝放課後指導員	1, 550	1, 590	1, 640
(57)	子ども教室主任指導員	1, 410	1, 450	1, 500
(58)	子ども教室指導員	1, 240	1, 270	1, 310
(59)	学習支援員	1, 520	1, 550	1, 580
(60)	学習サポーター	1, 240	1, 270	1, 310
(61)	施設補佐業務員	1, 510	1, 540	1, 570
(62)	学芸補助員	1, 410	1, 450	1, 500
(63)	司書	1, 410	1, 450	1, 500
(64)	文化振興事業事務員	1, 410	1, 450	1, 500
(65)	選挙投票等事務員	1, 270	1, 310	1, 360
(66)	その他の短時間勤務会計年度任用職員	2, 000円以内において市長が定める額		

備考

- 1 この表において「在職期間」とは、当該職（当該職に相当する短時間勤務会計年度企業職員の職を含む。以下この号において同じ。）に通算して在職している期間をいう。ただし、当該職に6箇月を超えて引き続き在職していない期間があるときは、当該在職していない期間以前の期間については、通算しない。
- 2 基本報酬の額は、時間額とする。
- 3 当該職の職務に関し高度の知識又は経験を有する者として市長が別に定めるものに該当する短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、この表の規定にかかわらず、同表の職名の欄に掲げる当該短時間勤務会計年度任用職員の職に対応する同表の6年を超える期間の欄に定める額とする。

別表第2（第25関係）

1 6月を超えて継続任用する場合

任用形態	当初任用年月日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目～
週5日以上勤務	4／1～9／30	10	11	12	14	16	18	20	20
	10／1～3／31	～5	10	11	12	14	16	18	20
週4日以上勤務	4／1～9／30	7	8	9	10	12	13	15	15
	10／1～3／31	～3	7	8	9	10	12	13	15
週3日以上勤務	4／1～9／30	5	6	6	8	9	10	11	11
	10／1～3／31	～2	5	6	6	8	9	10	11
週2日以上勤務	4／1～9／30	3	4	4	5	6	6	7	7
	10／1～3／31	～1	3	4	4	5	6	6	7
週1日以上勤務	4／1～9／30	1	2	2	2	3	3	3	3
	10／1～3／31	0	1	2	2	2	3	3	3

備考

1 任用形態が「週○日」で定まっていない短時間勤務会計年度任用職員についてのこの表の適用については、次のとおりとする。なお、別表第3においても同様とする。

(1) 任用形態が「月○日」の短時間勤務会計年度任用職員 月の勤務日数を4で除してこの表を適用

(2) 前号以外の短時間勤務会計年度任用職員 任用期間内の勤務日数を任用期間内の週の数で除してこの表を適用

2 この表において、「～5」、「～3」、「～2」及び「～1」となっている短時間勤務会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、2の「6月以下の任用の場合」の表に定めるところによる。

2 6月以下の任用の場合

任用形態	任用期間が3月以下	3月を超え4月以下	4月を超え5月以下	5月を超え6月以下
週5日以上勤務	0	3	4	5
週4日以上勤務	0	1	2	3
週3日以上勤務	0	0	1	2
週2日以上勤務	0	0	0	1
週1日以上勤務	0	0	0	0

別表第3（第26関係）

	任用形態 特別休暇等	週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日	取得単位	有給・無給		
(1)	夏季休暇※1	3日	3日	3日	2日	1日	日	有給		
(2)	私傷病※2	10日	7日	5日	3日	1日	日	有給		
(3)	妊娠疾病	必要と認められる期間				日又は時間		無給		
(4)	生理日の就業困難	必要と認められる期間				日又は時間		無給		
(5)	公務上の疾病	必要と認められる期間				日又は時間		無給		
(6)	公民権行使	必要と認められる期間				日又は時間		有給		
(7)	官公署出頭	必要と認められる期間				日又は時間		有給		
(8)	骨髄等ドナー	必要と認められる期間				日又は時間		無給		
(9)	出生サポート	5日（体外受精・顕微授精に係る通院を要する場合10日）	取得不可		日又は時間		有給			
(10)	産前	6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の者が出産の日まで申し出た期間				日		有給		
(11)	産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間				日		有給		
(12)	配偶者の出産	配偶者の出産に係る入院等の日から出産日後14日を経過する日までの間で2日	取得不可		日又は時間		有給			
(13)	配偶者の出産時に おける育児参加	配偶者の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日までの間で5日	取得不可		日又は時間		有給			
(14)	保育時間	生後1年に達しない子を育てる短時間勤務会計年度任用職員が、保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間				無給				
(15)	子の看護等（小学校3年生まで）	5日（子が2人以上の場合10日）	取得不可		日又は時間		無給			
(16)	短期介護	5日（要介護者が2人以上の場合10日）	取得不可		日又は時間		無給			
(17)	忌引※2	付表のとおり。ただし、連続する日数				日		有給		
(18)	現住居の滅失等	必要と認められる期間				日又は時間		有給		
(19)	出勤困難	必要と認められる期間				日又は時間		有給		
(20)	退勤途上	必要と認められる期間				日又は時間		有給		
(21)	結婚休暇	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間				日		有給		
(22)	介護休暇※3	通算93日以内（3回まで分割可能）	取得不可		日又は時間		無給			
(23)	介護時間※4	連続する3年以内（1日2時間まで）	取得不可		時間		無給			

※1の夏季休暇は、6箇月以上の任期が定められており、任用開始日が4月から9月までの短時間勤務会計年度任用職員が対象。（1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）なお、付与の時期は一年の7月から9月までとする。

※2の特別休暇は、6箇月以上の任期が定められている短時間勤務会計年度任用職員又は6箇月以上継続勤務している短時間勤務会計年度任用職員が対象。

※3の介護休暇は、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6箇月経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない短時間勤務会計年度任用職員が対象。

※4の介護時間は、1日の勤務時間数が6時間15分以上の短時間勤務会計年度任用職員が対象。

付表

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（短時間勤務会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継をうける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（短時間勤務会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継をうける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（短時間勤務会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（短時間勤務会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（短時間勤務会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日